



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

○大和高田市子ども・子育て会議条例……………(保 育 課) …… 5

規則

○大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(市立病院管理課) …… 6

○大和高田市養育医療の給付に関する規則……………(保 險 医 療 課) …… 7

○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(人 事 課) ……19

○大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健 康 増 進 課) ……19

告示

○引取りのない自転車等の処分……………(生 活 安 全 課) ……19

○放置自転車等の移動保管……………(“ ”) ……20

○引取りのない自転車等の処分……………(“ ”) ……20

○大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会設置要綱(市立病院管理課) ……21

○放置自転車等の移動・保管……………(生 活 安 全 課) ……22

○6月市議会定例会の招集……………(財 政 課) ……22

○職権による消除……………(市 民 課) ……23

○公示送達……………(税 務 課) ……23

○電子公印の使用……………(財 産 管 理 課) ……23

○引取りのない自転車等の処分……………(生 活 安 全 課) ……24

○公示送達……………(税 務 課) ……24

○平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第1号)の要領の公表…(財 政 課) ……25

○公示送達……………(収 納 対 策 室) ……26

○公示送達……………(“ ”) ……27

○公示送達……………(“ ”) ……27

○公示送達……………(“ ”) ……27

○指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防地域密着型サービス事業者の指定……………(介 護 保 険 課) ……27

公告

○配水管布設替工事、消火栓新設工事及び給配水管移設工事(根成柿)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室) ……28

○配水場維持管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……30

○土地改良事業の公告……………(土 木 管 理 課) ……33

○農用地利用集積計画の縦覧……………(産 業 振 興 課) ……33

○大中公園浮舞台改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室) ……33

○大和高田市立片塩中学校間仕切改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(“ ”) ……36

○保育所施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施計画}(高田西中学校)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契 約 監 理 室) ……38

○建築設備定期検査業務(市内8小学校・市内3中学校・市内8公立保育所)及び特殊建築物定期調査業務(市内7公立保育所)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	40
○消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内6公立幼稚園・市内8公立保育所)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	43
○消防設備定期点検業務(市内8小学校)に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	45
○藤森他地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	47
○平成25年度情報セキュリティシステム一式リース契約に係る納入業者決定に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	50
教育委員会		
○大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程	(教育総務課)	52
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	(〃)	57
○教育委員会6月定例委員会の招集	(〃)	59
○教育委員会7月定例委員会の招集	(〃)	60
選挙管理委員会		
○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(選挙管理委員会)	60
○選挙管理委員会の招集	(〃)	60
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所及び不在者投票の記載場所	(〃)	60
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における指定在外選挙投票区の指定	(〃)	61
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者等	(〃)	61
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所	(〃)	61
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所	(〃)	61
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者等	(〃)	61
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の日時及び場所	(〃)	61
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者等	(〃)	62
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所	(〃)	62
○選挙管理委員会の招集	(〃)	62
○選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所	(〃)	63
○在外選挙人名簿登録者の書面の縦覧場所	(〃)	63
○平成25年7月3日現在の参議院議員通常選挙における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(〃)	63

○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所等……………	(選挙管理委員会) ……	63
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における候補者の氏名等を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所……………	(“) ……	64
○平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における大和高田市期日前投票所……………	(“) ……	64
農業委員会		
○7月定例委員会の招集……………	(農業委員会) ……	64
公営企業		
○指定給水装置工事事業者の指定……………	(水道総務課) ……	64

公布された条例のあらまし

◇大和高田市子ども・子育て会議条例

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する機関として、大和高田市子ども・子育て会議を設置するものです。

2 改正の内容

大和高田市子ども・子育て会議の組織、運営等に関し必要な事項を定めます。

※ 附則において大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正し、子ども・子育て会議の委員報酬額を日額12,000円と規定します。

3 施行期日

平成25年7月1日

条 例**条例第18号**

大和高田市子ども・子育て会議条例を次のように定める。

平成25年6月20日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、大和高田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定するもののほか、市長の諮問に応じて本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する重要事項に関し、市長に答申し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部保育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(招集の特例)
- 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「人権啓発推進協議会の委員」の次に「、子ども・子育て会議の委員」を加える。
別表第1中

「

障害者自立支援審査会の委員	日額 12,000円
---------------	------------

」を

「

障害者自立支援審査会の委員	日額 12,000円
子ども・子育て会議の委員	日額 12,000円

」に改める。

規 則

規則第10号

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成25年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第23号を第24号とし、第5号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 神経内科

第3条第3項を次のように改める。

- 3 事務局に次の課、係及びグループを置く。

- (1) 総務課 総務グループ
- (2) 管理課 施設用度係
- (3) 医事課 医事係、情報システム係

第3条第5項に次の2号を加える。

- (5) 医療安全対策室
- (6) 地域医療連携センター

第5条第1項中「総務企画課総務企画グループ」を「総務課総務グループ」に改め、同項第11号中「課内の他の係の補助」を「予算及び決算」に改め、同項に次の5号を加える。

- (12) 財務及び資金計画に関すること。
- (13) 業務状況の作成に関すること。
- (14) 現金の出納に関すること。
- (15) 医療機械等に係る貸借借に関すること。
- (16) 看護専門学校事務の補助に関すること。

第5条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 事務局管理課施設用度係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 病院財産の維持、管理及び処分に関する事。
- (2) 借地に関する事。
- (3) 資産台帳に関する事。
- (4) 診療材料その他物品の購入、出納、管理及び検収に関する事。
- (5) 医療機械等の購入及び検収に関する事。
- (6) 医療機械等の保守点検、修理及び処分に関する事。
- (7) 院内各施設の整備、保安及び関係諸報告に関する事。
- (8) 院内の防災に関する事。
- (9) 公用車の運用及び管理に関する事。

第6条第1項中「医療情報企画課」を「医事課」に改め、同項中第7号を第13号とし、第6号の次に次の6号を加える。

- (7) 病院内の総合案内に関する事。
- (8) 診療情報の整理及び管理に関する事。
- (9) 診療録開示請求の受付に関する事。
- (10) 地域医療連携の推進に関する事。
- (11) 診療における予約に関する事。
- (12) 医療及び福祉相談に関する事。

第6条第2項中「医療情報企画課医療情報システム係」を「医事課情報システム係」に改め、同条第3項を削る。

第10条に次の2項を加える

2 看護局医療安全対策室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 病院長の指示する医療安全対策に関する事。

3 看護局地域医療連携センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 病院長の指示する地域医療連携の推進に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(大和高田市公印規則の一部改正)

2 大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「市立病院医療情報企画課長」を「市立病院医事課長」に、「市立病院総務企画課長」を「市立病院総務課長」に改める。

(大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部改正)

3 大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則(平成17年規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「医療情報企画課」を「医事課」に改める。

規則第11号

大和高田市養育医療の給付に関する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市養育医療の給付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第20条に規定

する養育医療の給付について、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（養育医療の給付の対象者）

第2条 養育医療の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 大和高田市に住所を有する法第6条第6項に規定する未熟児
- （2） 医師が入院養育を必要と認めた者

（養育医療の給付の申請）

第3条 省令第9条第1項の規定による申請は、養育医療給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 法第20条第4項に規定する指定養育医療機関（以下「指定養育医療機関」という。）の医師の作成した養育医療意見書（様式第2号）
- （2） 世帯調書（様式第3号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（養育医療の給付の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療給付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知し、省令第9条第2項の養育医療券（以下「養育医療券」）を交付するとともに、養育医療券の写しを指定養育医療機関に送付するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療不給付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に、養育医療不給付決定通知書（指定養育医療機関用）（様式第6号）により当該指定養育医療機関に通知するものとする。

（養育医療の継続）

第5条 指定養育医療機関の担当医師は、養育医療券の有効期間を超えて養育医療を行おうとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、養育医療継続協議書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、前項の協議書の提出があった場合において、これに同意するときは養育医療継続同意書（様式第8号）により、同意しないときは養育医療継続不同意書（様式第9号）により当該養育医療機関の担当医師に交付するものとする。

（養育医療券の記載事項変更）

第6条 養育医療券の交付を受けた者は、養育医療券に記載された事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、養育医療券記載事項変更届（様式第10号）に当該変更事項を証する書類及び養育医療券を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 受給者の氏名又は住所
- （2） 扶養義務者の氏名又は住所
- （3） 保険者の名称（被保険者証の記号及び番号を含む。）

（養育医療券の再交付）

第7条 養育医療券の交付を受けた者が養育医療券を紛失し、汚損し、又はき損したときは、養育医療券再交付申請書（様式第11号）を市長に提出し、養育医療券の再交付を受けることができる。

（移送費の支給）

第8条 法第20条第3項第5号の移送に要する費用の支給を受けようとする者は、移送費支給申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 保険者が発行した移送に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し

- (2) 移送に要した費用についての領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において費用の支給を承認するときは移送費支給承認通知書(様式第13号)により、費用の支給を承認しないときは移送費支給不承認通知書(様式第14号)により当該申請者に交付するものとする。

(費用の徴収)

第9条 法第21条の4第1項の規定により養育医療の給付を受けた者(以下「被措置者」という。)又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から徴収する費用(以下「徴収金」という。)の額は、徴収基準額表(別表)の世帯の階層区分に応じて定める額とする。

2 月の中途において措置を開始し、又は解除した場合における当該月分の徴収金の額は、日割計算による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(費用の徴収の特例)

第10条 市長は、養育医療の給付を受けた者が大和高田市が実施する福祉医療費助成制度の対象者に該当する場合は、前条の規定により算出した額から当該福祉医療費助成を受けることができる額に相当する額を控除した額を徴収することができる。

(通知)

第11条 市長は、徴収金の額を決定し、又はこれを変更したときは、養育医療徴収金決定(改定)通知書(様式第15号)を被措置者又はその扶養義務者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	C1 市町村民税の均等割のみ課税世帯	5,400	540	
		C2 市町村民税の所得割課税世帯	7,900	790	
D階層	前年分の所得税課税世帯であってその税額の年額区分が次の額であるも	円 所得税の年額			
		D1	15,000円以下	10,800	1,080
		D2	15,001~40,000	16,200	1,620
		D3	40,001~70,000	22,400	2,240
		D4	70,001~183,000	34,800	3,480
		D5	183,001~403,000	49,400	4,940
		D6	403,001~703,000	65,000	6,500
	D7	703,001~1,078,000	82,400	8,240	

の	D8	1,078,001~1,632,000	102,000	10,200
	D9	1,632,001~2,303,000	123,400	12,340
	D10	2,303,001~3,117,000	147,000	14,700
	D11	3,117,001~4,173,000	172,500	17,250
	D12	4,173,001~5,334,000	199,900	19,990
	D13	5,334,001~6,674,000	229,400	22,940
	D14	6,674,001以上	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円
備考	<p>1 この表のC1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1からD14までの階層における「所得税の年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3 徴収月額の決定の特例</p> <p>(1) 同一世帯から2人以上の乳児が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額(2)による日割計算後の額)の最も多額な乳児以外の乳児については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。</p> <p>(2) 入院期間が、1か月未満の者については、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する(ただし、D14階層を除く。)</p> <p style="text-align: center;">その月の入院期間 基準月額×$\frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$</p> <p>(3) 乳児に民法877条に規定する当該乳児の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、乳児本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。</p> <p>4 世帯階層区分の認定は、当該乳児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に乳児を扶養しているもののうち、当該乳児の扶養義務者の全てについて、その所得税の課税</p>			

の有無等により行うものとする。

5 この表の「全額」とは、当該乳児の措置に要した費用につき、市長が支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいう。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。

6 災害等により、前年度と該当年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情の即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第1号(第3条関係)

養育医療給付申請書					
本人	ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日
	氏 名				
	住 所	〒			
	現在地				
扶養義務者	ふりがな		本人との続柄		
	氏 名				
	住 所	〒			
	電話番号				
被保険者証の記号及び番号					
保 険 者 の 名 称					
指 定 養 育 医 療 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地					
備 考					
別添関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。 大和高田市長 殿					
			年 月 日		
申請者			住所		
			氏名	印	
			本人との続柄		
			電話番号		
申請受付年月日				決定年月日	

記入上の注意

「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

養育医療意見書				
ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日
氏 名				
在胎週数	(単胎/双胎(胎))		出生時の体重	グラム

症状の概要	一般状態	(1) 運動不安・痙攣 (2) 運動が異常に少ない。
	体温	(1) 摂氏34度以下
	呼吸器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す。 (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い。
	消化器	(1) 生後24時間以上排便がない。 (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物がある。 (4) 血性便がある。
	黄疸	(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い。
	その他の所見 (合併症の有無等)	
診療予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
現在受けている医療	保育器の使用 人口換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射 その他の医療	
症状の経過		
上記のとおり診断する。 年 月 日 指定養育医療機関の名称 及び所在地 医師氏名 印		

様式第3号(第3条関係)

(表)
世帯調書

申請者氏名		本人氏名						
本人の属する世帯構成	世帯構成員名	本人との続柄	性別	生年月日	階層区分	所得税額	備考	

世帯外扶養義務者	氏名						
	住所						
	氏名						
	住所						

※ 階層区分は記載しないでください。

(裏)

記載要領

- 「世帯構成員名」の欄には、乳児本人を含めて乳児と生計を一にしている者を全員記入してください。
- 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外の扶養義務者で現に乳児に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。
- 所得税等の証明書は、扶養義務者全員の分を添付してください。ただし、公簿等により確認することができる場合及び扶養義務者（満18歳未満の者）で未就業である場合は、証明書は不要です。

所得税等の証明書

収入（所得税等）情報		添付証明書	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（単給を含む。）	生活保護受給証明書	
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者	支援給付を受けている証明書	
3	自分で事業をしている方（確定申告をしている場合）	確定申告書（第1表及び第2表）の控又はその写し	
4	会社等に勤務し、給与を支払を受けている方	給与所得のみの場合（確定申告なし）	源泉徴収票
		給与所得のみの場合（確定申告あり）	確定申告書（第1表及び第2表）の控又はその写し
		給与所得と事業所得がある場合	
5	上記証明書の取れない方	市（区町村）民税の課税証明書又は非課税証明書	

【備考】

- 1月から7月までに申請をする場合は、前々年分の所得を証明する書類、8月から12月に申請する場合は、前年分の所得を証明する書類を提出してください。
- 源泉徴収票又は確定申告書において所得税額が0円である場合は、その他に市町村民税の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出してください。
- 現在無職であっても前々年分（1月から7月までに申請の場合）又は前年分（8月から12月までに申請の場合）の所得税を課税されている場合は、所得税を証明する書類を提出してください。
- 前々年分（1月から7月までに申請の場合）又は前年分（8月から12月までに申請の場合）の所得税を課税されている方が2人以上いる場合は、それぞれの証明書を提出してください。
- 市町村民税の所得（課税）証明書は、各種控除が明記されているものを提出してください。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長

印

養育医療給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました養育医療の給付について給付が決定しましたので、養育医療券を交付します。

なお、当該医療について、母子保健法第21条の4第1項に規定する自己負担額は次のとおりです。後日、納入通知書を発行しますので、自己負担額の支払いをお願いします。

受給者番号 _____

受給者氏名 _____

自己負担額(月額) _____ 円

【申請者の皆様へ】

別添の医療券は早急に病院へ提出してください。

様式第5号(第4条関係)

養育医療不給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長

印

年 月 日付けで申請のありました養育医療の給付について、次の理由により給付を行わないことを決定しましたので、通知します。

(理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定により大和高田市市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第4条関係)

養育医療不給付決定通知書(指定養育医療機関用)

第 号
年 月 日

指定養育医療機関の長

様

大和高田市市長

印

先に申請のありました養育医療の給付について、給付を行わないことを決定しましたので、通知します。

住所	本人氏名	性別	生年月日	申請者氏名	却下の理由

様式第7号(第5条関係)

養育医療継続協議書

年 月 日

大和高田市長 殿

指定養育医療機関

所在地

名称

医師氏名

印

次のとおり、養育医療を継続したいので、協議します。

養育医療券の 受給者番号		養育医療券の 交付年月日	年 月 日		
受 給 者	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
継続しようとする 期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
継続の理由					

様式第8号(第5条関係)

養育医療継続同意書

第 号
年 月 日

指定養育医療機関

担当医師

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで協議のありました養育医療の継続については、次のとおり同意します。

養育医療券の 受給者番号		養育医療券の 交付年月日	年 月 日		
受 給 者	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
継続する 期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				

様式第9号(第5条関係)

養育医療継続不同意書

第 号
年 月 日

指定養育医療機関

担当医師 様

大和高田市長 印

年 月 日付けで協議のありました養育医療の継続については、次の理由により、同意しません。

(理由)

養育医療券の 受給者番号		養育医療券の 交付年月日	年 月 日
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	性別 男・女

様式第10号(第6条関係)

養育医療券記載事項変更届									
公費負担医療 の受給者番号									
受給者 氏名				生年月日	年 月 日		性別	男・女	
受給者 の変更	氏名	変更前			変更後				
	住所	変更前			変更後				
扶養義務者 の変更	氏名	変更前			変更後				
	住所	変更前			変更後				
保険者の 名称の変更	変更前				変更後				
被保険者証の 記号及び番号の変更	変更前				変更後				
変更年月日	年 月 日								
<p>養育医療の給付について、上記のとおり変更したので届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大和高田市長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>									

添付書類

- 1 扶養義務者変更の場合は、変更後の扶養義務者の所得税額を確認できる書類
- 2 健康保険証の記載事項変更の場合は、新しい健康保険証の写し

様式第11号(第7条関係)

養育医療券再交付申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名 印

次のとおり、養育医療券の再交付を受けたいので、申請します。

養育医療券の 受給者番号		養育医療券の 交付年月日	年	月	日
受給者	住所				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	性別 男・女
再交付を申請 する理由					

様式第12号(第8条関係)

移送費支給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住所
氏名

印

次のとおり、移送費用の支給を受けたいので、申請します。

受給者	住所		養育医療券の 受給者番号	
	氏名			
担当 医師 の 意見	入院を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
	移送	移送区間	から まで	
		移送方法及び 利用交通機関		
		移送年月日	年 月 日	
	移送を必要と認める理由			
	移送費	円		
	年 月 日	指定養育医療機関の名称 及び所在地 担当医師氏名 印		

添付書類

- 1 保険者が発行した移送に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し
- 2 移送に要した費用についての領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第13号(第8条関係)

移送費支給承認通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のありました移送費の支給については、次のとおり承認します。

受給者	住所			
	氏名			
養育医療券の 受給者番号		交付年月日	年	月 日
指定養育医療機関				
移送区間	から		まで	
移送方法及び 利用交通機関				
移送費	円			

様式第14号(第8条関係)

移送費支給不承認通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のありました移送費の支給については、次の理由により承認しません。
(理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定により大和高田市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号(第11条関係)

養育医療徴収金決定(改定)通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日に給付決定しました養育医療の徴収金を次のとおり決定(改定)しましたので、通知します。

徴収金は、同封の納入通知書により支払ってください。ただし、福祉医療費助成金との相殺を希望された場合には、納入通知書は送付しません。

養育医療券の 受給者番号		受給者氏名	
-----------------	--	-------	--

決定（改定）前		決定（改定）後	
円		円	
理	由		

規則第18号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年12月」を「平成25年度」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

規則第20号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年6月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「平成24年度」を「平成25年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

告 示
告示第55-2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成25年4月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成25年4月30日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年1月8日、同月10日、同月16日、同月21日、同月22日、同月28日、同月30日

告示第56-2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年5月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成25年4月4日、同月10日、同月16日、同月17日、同月19日、同月24日、同月26日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第57-2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成25年5月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成25年5月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年2月4日、同月7日、同月12日、同月19日、同月20日、同月25日、同月28日

告示第58号

大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年5月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市立病院の放射線治療棟を建設するに当たり、その設計業務を委託する事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、大和高田市立病院放射線治療棟設計業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定方法)

第2条 当該業務の委託事業者の選定方法は、プロポーザル方式とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の応募資格に関すること。
- (2) 募集要項及び業務仕様書に関すること。
- (3) 事業者の提案書及びヒアリングの内容審査並びに評価に関すること。
- (4) 委託候補者となる事業者の選定に関すること。
- (5) 当該業務の委託事業者の選定に関して、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 市立病院院長
- (2) 市立病院副院長 3人
- (3) 市立病院技術局医療技術部長
- (4) 市立病院事務局長
- (5) 財務部長
- (6) 市立病院事務局管理課参事

2 委員長は、市立病院院長とする。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、市立病院副院長の中から委員長が1名任命する。

5 副委員長は、委員長が不在の場合、その職務を代行する。

6 委員長は、必要と認めるとき、院外から放射線治療に関して識見を有する者をオブザーバーとして招致することができる。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は、最初に招集される委員会の日から委託候補者となる事業者を選定する日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議の成立は、委員の過半数の出席を必要とする。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を会議へ出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第8条 委員は、特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市立病院事務局管理課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年5月21日から施行する。

告示第62号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年6月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成25年5月7日、同月15日、同月20日、同月23日、同月26日、同月27日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話(0745)22-1101(代表)

告示第63号

平成25年6月14日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成25年6月7日

大和高田市長 吉田 誠 克

告示第64号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成25年6月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成25年6月11日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第65号

平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税務係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年6月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1 納税通知書の発送年月日
平成25年4月9日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 平成25年4月30日
変更後 平成25年7月31日
- 3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第66号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により、電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成25年6月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	市長印
寸法	方20mm
使用する理由	新システム導入に伴い、通知書の発行について、一括印刷で印刷するため。
使用開始年月日	平成25年7月1日
印影	市長印印影

使用する文書

担当課	文書の名称
建築住宅課	収入認定通知書、収入超過認定通知書、高額所得者認定通知書

告示第67号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成25年6月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成25年6月30日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年3月4日、同月6日、同月12日、同月14日、同月21日、同月25日、同月27日

告示第68号

平成25年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年6月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 納税通知書の発送年月日

平成25年5月2日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成25年5月31日

変更後 平成25年7月31日

3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第69号

平成25年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成25年6月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成25年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,742,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,710,000	8,824	6,718,824
	1. 地方交付税	6,710,000	8,824	6,718,824
13. 国庫支出金		3,865,712	30,376	3,896,088
	2. 国庫補助金	152,721	30,376	183,097
14. 県支出金		1,376,342	3,000	1,379,342
	2. 県補助金	332,948	3,000	335,948
補正されなかった科目に係る額		9,747,946	0	9,747,946
歳入合計		21,700,000	42,200	21,742,200

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		262,713	630	263,343
	1. 議会費	262,713	630	263,343
2. 総務費		2,184,848	5,800	2,190,648
	1. 総務管理費	1,709,925	5,800	1,715,725
3. 民生費		9,769,544	6,770	9,776,314
	2. 児童福祉費	2,984,502	2,534	2,987,036
	3. 生活保護費	2,815,666	4,236	2,819,902
4. 衛生費		2,597,913	6,000	2,603,913
	1. 保健衛生費	958,997	6,000	964,997
9. 消防費		796,388	23,000	819,388
	1. 消防費	796,388	23,000	819,388
補正されなかった科目に係る額		6,088,594	0	6,088,594
歳出合計		21,700,000	42,200	21,742,200

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
子ども・子育て支援事業計画策定業務	平成26年度末まで	2,000

告示第70号

平成25年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年6月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成25年5月30日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したと

きに書類の送達があったものとみなされます。

告示第71号

平成21年度～24年度固定資産税・都市計画税第1期～4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は確認できないため、再度、公示送達します。

平成25年6月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成21～平成24年5月・8月・10月・12月の各末日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第72号

平成25年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年6月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成25年5月30日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第73号

滞納法人は、平成13年12月18日に当市が、課税原因である不動産を差押えており地方税法第13条の2第1項第1号の規定による強制換価手続きの開始に当たり、今後も納付の見込みがないため、平成25年度固定資産税第2期～第4期分の納期限の繰り上げ請求を行う。その送達を受けるべき義務者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年6月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 送達を受けるべき義務者
市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第76号

介護保険法第78条の2第1項及び法第115条の12第1項の規定により、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び介護保険法第54条の2第1項に規定する

指定介護予防地域密着型サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成25年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 申請者
 (株)アップワード 代表取締役 上野 博 司
- 2 申請者の主たる事業所の所在地
 大阪府堺市南区檜尾550番地
- 3 事業所の名称
 大和高田グループホーム まほろば
- 4 指定する事業所の住所
 大和高田市曾大根2丁目9番18号
- 5 事業所の種類
 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 6 指定年月日
 平成25年7月1日
- 7 指定有効期限
 平成31年6月末（指定日より6年間）

公 告

公告第62号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	配水管布設替工事、消火栓新設工事及び給配水管移設工事（根成柿）
2	工事場所	大和高田市根成柿地内
3	工事期間	契約締結の日から平成26年1月31日（金）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行

	<p>中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年6月6日(木)から平成25年6月10日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月11日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年6月6日(木)から平成25年6月10日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年6月6日(金)から平成25年6月13日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年6月14日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年6月20日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年6月21日（金）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1.5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1.6 契約保証金	免除します。
1.7 最低制限基準比較価格	¥9,470,000円（消費税等抜き）
1.8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1.9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2.0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第63号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	配水場維持管理業務委託
2 業務場所	大和高田市大東、天満、陵西各配水場
3 履行期間	平成25年8月1日から平成28年5月31日まで
4 業務内容	「配水場維持管理業務委託」仕様書・特記仕様書のとおり
5 入札参加	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしてい

<p>資格要件</p>	<p>るものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建物管理等業務（上下水道施設保守）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設において、平成15年4月1日以降に2年以上の期間にわたり、地方公共団体が発注した2件以上の維持管理及び運転管理業務を元請けで履行実績（複数の実績を有し、そのうち1件は、年間平均10,000m³/日以上の水道施設における実績であること。）を有する者であること。</p> <p>(3) 次のア～キまでに掲げる有資格者及び実務経験者を雇用していること。ただし、有資格者及び実務経験者は、それぞれ兼ねることができるものとする。</p> <p>ア 受託水道業務技術管理者</p> <p>イ 電気主任技術者（第三種免状以上）</p> <p>ウ 水道施設管理技士（浄水施設）</p> <p>エ 水質基準並びに水質に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者</p> <p>オ 機械設備に関する知識を有し、かつ、1年以上の実務経験を有する者</p> <p>カ 技術士（上下水道部門）</p> <p>キ 環境計量士（濃度関係）</p> <p>(4) 「配水場維持管理業務委託」仕様書の第5条及び第7条に示す有資格者及び有実績者を業務に配置できる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を（1）の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア 5の（2）を証する実績書（任意様式）及び該当業務の契約書の写し</p> <p>イ 5の（3）に掲げる有資格者の資格証の写し及び有実績者の実績証明書（任意様式）</p> <p>ウ 5の（4）に掲げる業務総括責任者、副総括責任者及び業務従事者の配置予定者名簿（任意様式）。配置予定者名簿に記載の者の資格証の写し及び実績証明書（任意様式）</p> <p>エ 5の（8）に係る暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年6月11日（火）から平成25年6月20日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月21日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年6月11日(火)から平成25年6月28日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年7月1日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年7月4日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は、無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>入札保証金は、次のとおり納付してください。</p> <p>(1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、6,370,000円とします。</p> <p>(2) 納付の方法 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。詳細は、競争入札参加資格の確認通知とともに説明書を送付します。</p> <p>(3) 納付期限 平成25年7月4日(木)午後3時まで</p>
12 入札保証金の還付等	<p>落札されなかった者が納付した入札保証金は、利息を付さずに返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。</p> <p>なお、落札者が本契約を締結しないときは、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年7月5日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階委員会室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請</p>

	を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	契約保証金は、入札保証金を充当するものとします。
17 契約保証金の還付等	契約保証金は、本件契約期間が満了したときに、受託者（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。なお、受託者（落札者）が本契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は、市に帰属することとなります。
18 最低制限基準比較価格	¥45,500,000円（消費税等抜き）
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第64号

このたび大和高田市が行おうとする土地改良事業（水と農地活用促進事業・奥田箱ダブ地区）の申請をしたいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの水と農地活用促進事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成25年6月28日までに大和高田市農業委員会に申し出されたい。

平成25年6月17日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 土地改良事業計画の概要
2. 条例
3. 土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

※「2. 条例」は、地元負担のある場合に分担金徴収条例を添付

公告第64-2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年6月19日

大和高田市長 吉田誠克

公告第65号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	大中公園浮舞台改修工事
2	工事場所	大和高田市大中地内
3	工事期間	契約締結の日から平成25年10月31日(水)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月25日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7	競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月26日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月25日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月28日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年6月28日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年7月4日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年7月5日(金)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所本庁舎 4階委員会室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制	¥4,750,000円(消費税等抜き)

限基準比較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第66号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立片塩中学校間仕切改修工事
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成25年8月31日（土）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によ

	<p>るものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4)受付期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月25日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6)受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1)郵送日 平成25年6月26日(水)</p> <p>(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1)配布の期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月25日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2)配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3)配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1)受付期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月28日(金)まで</p> <p>(2)受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4)回答期限 平成25年6月28日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1)期限 平成25年7月4日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3)郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年7月5日（金）午前9時15分 (2) 場所 大和高田市役所本庁舎 4階委員会室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥4,740,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第67号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	保育所施設耐震改修設計業務 {耐震補強計画・耐震実施設計} (高田西保育所)
2 業務場所	大和高田市市場地内
3 業務期間	契約締結の日から平成26年3月28日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 平成25年6月14日において開札を執行した本市発注の耐震改修設計業務の落札者でない者であること。 (4) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (5) 管理技術者及び申請書に記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者が建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計

	<p>一級建築士である場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認める。</p> <p>(6) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 主任担当技術者は建築士法第10条の2第1項に該当する構造設計一級建築士であり、管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(8) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合の主任担当技術者は、協力業者の所属であることを認める。</p> <p>(9) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(10) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(11) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（耐震関連設計業務用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。申請書には主任担当技術者の構造一級建築士証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5（11）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年6月21日（金）から平成25年6月27日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月28日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成25年6月21日（金）から平成25年6月27日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月4日(木)から平成25年7月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年7月8日(月)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年7月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年7月12日(金)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所本庁舎 4階委員会室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>¥1,750,000円(消費税抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第68号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	建築設備定期検査業務(市内8小学校・市内3中学校・市内8公立保育所)及び特殊建築物定期調査業務(市内7公立保育所)
2 業務場所	大和高田市旭北町他18地内
3 業務期間	契約締結の日から平成25年12月25日(水)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成25年6月28日(金) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。

8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成25年7月3日(水)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月4日(木)から平成25年7月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年7月8日(月)午後5時まで</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年7月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
14 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年7月12日(金)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所本庁舎 4階委員会室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
15 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札</p>
16 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
17 契約保	<p>大和高田市契約規則第30条によるものとします。</p>

証金	
18 最低制限基準比較価格	¥660,000円（税抜き）
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第69号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内3中学校・市内6公立幼稚園・市内8公立保育所）
2 業務場所	大和高田市大中東町他16地内
3 業務期間	契約締結の日から平成26年3月28日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿（建物管理業務）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ) 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者</p> <p>エ) 「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月28日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成25年7月3日(水)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月4日(木)から平成25年7月5日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限平成25年7月8日(月)午後5時まで</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年7月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平</p>

証金	成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年7月12日（金）午前10時30分 (2) 場所 大和高田市役所本庁舎 4階委員会室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
16 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
18 最低制限基準比較価格	¥730,000円（税抜き）
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第70号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内8小学校）
2 業務場所	大和高田市旭北町他7地内
3 業務期間	契約締結の日から平成26年3月28日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿（建物管理業務）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 次のいずれかの資格を有する者であること。 ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者 イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者 ウ) 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」

	<p>及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者 エ)「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年6月28日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年6月21日(金)から平成25年6月27日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成25年7月3日(水)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)に	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月4日(木)から平成25年7月5日(金)ま</p>

についての 質疑応答	で (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成25年7月8日(月)午後5時まで
1.1 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成25年7月11日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1.3 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.4 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成25年7月12日(金)午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所本庁舎 4階委員会室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.5 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1.6 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.7 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
1.8 最低制限基準比較価格	¥730,000円(税抜き)
1.9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第71号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年6月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	藤森他地内測量業務委託
2 業務場所	大和高田市藤森他地内
3 履行期間	契約締結日から平成25年8月30日まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年6月28日(金)から平成25年7月2日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年7月3日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成25年6月28日(金)から平成25年7月5日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質問書の様式は、任意とします。）</p> <p>(1) 受付期間 平成25年6月28日（金）から平成25年7月5日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年7月8日（月）正午まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成25年7月11日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年7月12日（金）午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所本庁舎 4階委員会室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥840,000円（消費税等抜き）</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第72号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	平成25年度情報セキュリティシステム一式リース契約に係る納入業者決定
2 契約期間	平成25年10月1日から平成30年9月30日まで
3 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者と納入価格を決定するものです。
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（電算業務）に登録している者であること。</p> <p>(5) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(6) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾を受けた者であること。</p> <p>(7) ISO9001認証及びISO/IEC27001認証を取得していること。</p> <p>(8) 仕様書に含まれるIT資産管理システム（フリーウェア又はシェアウェアを除く）を官公庁に元請けで導入した実績を有する者であること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4（5）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、4（6）及び（7）の要件を満たすことを証するものの写しと4（8）に示す実績書（任意様式）及び当該の契約書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、郵送によることを可とします。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年7月1日（月）から平成25年7月9日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。また、郵送による場合は、必ず特殊郵便によるものとし、平成25年7月8日（月）必着とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1</p>

大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)	
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年7月9日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
7 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、E-mailにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成25年7月2日(火)から平成25年7月10日(水)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市 企画政策部 広報情報課情報管理係 E-mail densen@city.yamatotakada.nara.jp</p> <p>(4) 回答期限 回答は、平成25年7月12日(金)までとし、原則質問者に対してのみ随時E-mailにより行います。</p>
8 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
9 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
10 入札の開札の日時等	<p>入札書の入札開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成25年7月17日(水)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 4階 委員会室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
11 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札</p>
12 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p> <p>開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、その場で直ちに再度入札を行います。再度入札は1回限りとし、再度入札を行っても落札がない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合の見積書の徴取は、2回までとし、入札時に最低の価格を入札した業者と次順位の業者の2者のみで行い、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した業者を契約申込者となります。</p>
13 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

教育委員会**教育委員会規程第1号**

大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月12日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

大和高田市教育委員会公印規程(平成11年教育委員会規程第1号)を次のように改正する。

第2条中「、管守者及び個数」を削る。

第3条の次に次の2条を加える。

(公印統括者)

第3条の2 公印を統括管理するため、公印統括者を置き、教育総務課長をもって充てる。

(公印の管守者)

第3条の3 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者として、各公印についてそれぞれ公印の管守者(以下「管守者」という。)を置く。

2 管守者は、別表のとおりとする。

3 管守者は、公印の盗難、不正使用等がないよう厳重に管理するとともに、常に公印を鮮明に押印できる状態にしておかなければならない。

4 第3条に規定する準公印については、学校(園)長、所管課長、関係施設の長を管守者とする。

第5条中「教育総務課長」を「公印統括者」に改める。

第6条の見出し中「及び」を「又は」に改め、「の承認申請等」を削り、同条第1項中「公印(」を「所管課長又は管守者は、公印(」に改め、「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「又は」を「、又は」に、「承認申請書」を「伺」に、「教育長」を「公印統括者」に改め、同条第3項中「公印の管守者は、前項の」を「公印統括者は、前項に規定する」に改め、「経過した」の次に「廃止」を加え、「これを廃棄」を「処分」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「公印の管守者は、改刻その他の理由により公印を廃止したときは、その廃止した日から起算して、」を「公印統括者は、前項の規定により引き継いだ廃止公印を、これを廃止した日の属する年度の翌年度から起算して」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 公印統括者は、前項の規定により提出された公印作成・改刻・廃止伺を取りまとめの上、教育長の決裁を受けなければならない。

3 管守者は、第1項の規定により公印を改刻し、又は廃止したときは、使用しなくなった公印(以下「廃止公印」という。)を速やかに公印統括者に引き継がなければならない。

第6条の2中「公印の管守者」を「教育委員長」に改める。

第7条の見出し中「事故」の次に「報告」を加え、同条中「公印の」を削り、「教育長に報告」を「公印事故報告書(様式第3号)を公印統括者に提出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公印統括者は、前項の規定により提出された公印事故報告書を取りまとめの上、教育長に報告しなければならない。

第8条第1項中「ときは、公印使用簿(様式第3号)に所要事項を記載した後、公印の管守者に決裁文書を提示し、その承認を得」を「者は、公印の押印を必要とする文書に決裁文書を添えて管守者に提示し」に改め、同条第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 管守者は、前項の規定により提示された場合は、決裁文書が適正な決裁手続きを経ているか、及び公印を押印しようとする文書が決裁文書に適合しているかについて審査しなければならない。

3 公印を使用する者は、前項の規定による審査により公印の使用を適正と認められた場合は、公印

使用簿（様式第4号）に必要な事項を記載した上、公印を使用するものとする。

第9条第1項中「又は」を「かつ」に、「教育長が必要と認めるものに限りに」を「あらかじめ押印する必要があると認められるものには」に、「第1項」を「（第4項を除く。）」に、「公印の使用を必要とする文書に係る決裁を受ける前」を「当該文書」に改め、同条第2項中「前項」を「所管課長は、前項」に、「者」を「とき」に、「承認申請書（様式第4号）より教育長の承認を受け」を「伺（様式第5号）を公印統括者に提出し」に改め、同条第3項中「前項の承認を受けた者」を「所管課長」に、「書損じ」を「書き損じ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 公印統括者は、前項の規定により提出された公印事前押印伺を取りまとめの上、教育長の決裁を受けなければならない。

第10条を次のように改める。

（公印の印影の印刷）

第10条 公印の押印を必要とする文書で、特定の事務に使用し、大量の押印を必要とする場合において、当該文書の交付の日時、場所その他の事情により特に必要があると認められるものには、公印の押印に代えて当該公印の印影又はこれを縮小し、若しくは拡大した印影を当該文書と同時に印刷（以下「印影の印刷」という。）することができる。

2 所管課長は、前項の規定により印影の印刷をしようとするときは、その都度、公印印影印刷伺（様式第6号）を公印統括者に提出しなければならない。

3 公印統括者は、前項の規定により提出された公印印影印刷伺を取りまとめの上、教育長の決裁を受けなければならない。

4 所管課長は、印影の印刷が終了したときは、直ちに印影の印刷に使用した公印の印影、原版その他これに類するもの及び刷り損じた用紙を裁断又は焼却の方法により処分しなければならない。

5 所管課長は、印影の印刷をした文書を厳重に管理し、常にその使用状況を明確にし、当該文書が書き損じ、汚損、破損、様式の変更等の理由により使用できなくなったとき、又は不要になったときは、直ちに裁断又は焼却の方法により処分しなければならない。

第10条の次に次の1項を加える。

（電子公印）

第11条 電子計算機を使用して作成される文書で証明等の事務を行う場合において、特に必要があると認められるものには、公印の押印に代えて、電子計算機に記録された公印の印影又はこれを縮小し、若しくは拡大した印影を打ち出したもの（以下「電子公印」という。）を使用することができる。

2 所管課長は、前項の規定により新たに電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用伺（様式第7号）を公印統括者に提出しなければならない。

3 公印統括者は、前項の規定により提出された電子公印使用伺を取りまとめの上、広報情報課長の合議を経て教育長の決裁を受けなければならない。

4 広報情報課長は、前項の規定により合議の必要があるときは、電子計算機に記録された公印の印影の破壊、盗難等並びに電子公印を使用した文書の偽造及び不正使用を防止するための措置が講じられていることを確認しなければならない。

5 所管課長は、電子公印を使用して文書を作成するときは、その偽造、不正使用等を防止するための措置を講ずるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

6 所管課長は、電子公印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録された公印の印影を消去し、電子公印使用廃止報告書（様式第8号）を公印統括者に提出しなければならない。

7 公印統括者は、前項の規定により提出された電子公印使用廃止報告書を取りまとめの上、広報情報課長の合議を経て教育長に報告しなければならない。

8 教育委員長は、新たに電子公印を使用するとき、又は電子公印を使用しなくなったときは、当該電子公印を使用する文書又は使用していた文書の名称及び当該電子公印に関する事項を告示しな

なければならない。

別表中「第2条」の次に「及び第3条の3」を加え、個数の欄を削る。

様式第2号から様式第5号までを次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

公印作成・改刻・廃止伺

年 月 日

大和高田市教育長 殿

職・氏名

印

次のとおり公印を作成・改刻・廃止したいので、伺います。

公印の名称		
寸法		
用途		
使用開始 廃止年月日	年 月 日	
理由		
ひな形 印影	ひな形	印影

※ 作成の場合はひな型を、廃止の場合は印影を、改刻の場合はその両方をそれぞれ記入し、又は押印すること。

様式第3号(第7条関係)

公印事故報告書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

職・氏名

印

次のとおり公印に事故がありましたので、報告します。

公印の名称	
公印の ひな形番号	
事故発生 発見日時	年 月 日 () 時 分
事故の種類	<input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 偽造 <input type="checkbox"/> 変造 <input type="checkbox"/> 盗用 <input type="checkbox"/> その他 ()
事故内容	
事故発生時の 管理状況	
事故発生後 採った措置	
備考	

様式第4号(第8条関係)

公印使用簿

使用 年月日 ・ ・	使用公印	件 名 〔宛先 件数 〕 件	使用者	
	<input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 教育委員会委員長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 職務代理者		課	係

様式第5号(第9条関係)

公印事前押印伺

年 月 日

大和高田市教育長 殿

職・氏名 印

次のとおり公印の事前押印をしたいので、伺います。

事前押印する 公 印	名 称	ひな形 番 号	寸法
	大和高田市教育委員会印(大)	1	方45mm
	大和高田市教育委員会印(中)	2	方30mm
	大和高田市教育委員会印(小)	3	方20mm
	大和高田市教育委員会委員長印(大)	4	方45mm
	大和高田市教育委員会委員長印(小)	5	方20mm
	大和高田市教育委員会教育長印	6	方26mm
	大和高田市教育委員会教育長職務代理者印	7	方20mm
文書の名称			
文書の保管場所			
押印部数			
事前押印を必要とする理由			

様式第5号の次に次の3様式を加える。

様式第6号(第10条関係)

公印印影印刷伺

年 月 日

大和高田市教育長 殿

職・氏名 印

次のとおり公印の印影を印刷したいので、伺います。

公印の名称			
公印の ひな形番号			
公印の縮小・ 拡大の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 拡大(縦 mm、横 mm)	

文書の名称			
印刷部数		印刷した公印の印影の色	
文書の保管場所			
印影の印刷を必要とする理由			

様式第7号(第11条関係)

電子公印使用伺

年 月 日

大和高田市教育長 殿

職・氏名 印

次のとおり電子公印を使用したいので、伺います。

印の名称			
公印のひな形番号			
公印の縮小・拡大の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 拡大(縦 mm、横 mm)	
文書の名称			
使用開始年月日	年 月 日	電子公印の印影の色	
電子公印を必要とする理由			

様式第8号(第11条関係)

電子公印使用廃止報告書

年 月 日

大和高田市教育長 殿

職・氏名 印

次のとおり電子公印を使用しなくなったので、報告します。

印の名称			
公印のひな形番号			
公印の縮小・拡大の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 拡大(縦 mm、横 mm)	
文書の名称	電子公印の印影の色		
使用開始年月日	年 月 日		
使用廃止年月日	年 月 日		
電子公印の印影の消去日	年 月 日		
電子公印の使用を廃止する理由			

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の大和高田市教育委員会公印規程第6条第1項の規定によりなされた承認申請は、改正後の大和高田市教育委員会公印規程第6条第1項及び第2項の規定によりなされたものと、改正前の大和高田市教育委員会公印規程第9条第2項の規定によりなされた承認申請は、改正後の大和高田市教育委員会公印規程第9条第2項及び第3項の規定によりなされたものと、改正前の大和高田市教育委員会公印規程第10条第2項の規定による許可申請は、改正後の大和高田市教育委員会公印規程第10条第2項及び第3項の規定によるものとみなす。

教育委員会告示第8号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

大和高田市教育委員会

委員長 吉 村 博 一

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第18号とし、第8号から第13号までを4号ずつ繰り下げ、同条第7号中「実習助手」を削り、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 高等学校の実習助手

第3条第6号を同条第9号とし、同条第5号中「中」及び「及び幼稚園」を削り、同号を同条第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 中学校の講師

(8) 幼稚園の講師

第3条第4号の次に次の1号を加える。

(5) スクールアドバイザー

第7条第2項中「通勤手当」の次に「、クラス担任手当」を加え、同項ただし書きを削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市臨時職員要綱第7条第4項第4号中「保育所」とあるのは「幼稚園」と、「クラスリーダー」とあるのは「クラス担任」と、市臨時職員要綱別表第2中「0.975」及び「1.125」とあるのは、第3条第8号の教委臨時職員に支給する期末手当の額に限り「0.5」と読み替える。

第7条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前項本文の規定にかかわらず、第3条第6号及び第7号(報酬等を月額で支給される者に限る。)並びに第10号及び第11号の教委臨時職員については、時間外勤務手当を支給しない。

4 この条の規定にかかわらず、第3条第7号、第10号及び第12号の教委臨時職員のうち非常勤講師(勤務時間が週30時間を超えない職員)については、市臨時職員要綱第7条第4項第1号に規定する条件を具備しない場合でも通勤手当を支給する。この場合における当該手当の支給額及び支給方法は、教育委員会が別に定める。

別表中

「

給食調理員		—	5,700円	810円
社会教育指導員		149,800円	—	—
中学校講師		—	—	2,500円
小学校講師	大卒	186,368円	—	—
	短大卒	161,096円	—	—
幼稚園講師		161,096円	8,000円	1,030円
小中学校及び幼稚園の補助員		—	—	1,250円
高等学校講師		196,872円	—	2,500円
高等学校実習助手		168,688円	—	2,000円
高等学校クラブ活動指導員		—	—	2,000円

」を

「

給食調理員		—	5,810円	830円
社会教育指導員		149,800円	—	—
スクールアドバイザー		149,800円	—	—
小学校講師	大卒	186,368円	—	—
	短大卒	161,096円	—	—
中学校講師		—	—	2,500円
幼稚園講師		160,000円	8,000円	—
小中学校及び幼稚園の補助員		—	—	1,250円
高等学校講師		196,872円	—	2,500円
高等学校クラブ活動指導員		—	—	2,000円
高等学校実習助手		168,688円	—	2,000円

」に

改める。

様式第1号中「教委臨時職員任用書(新規任用・更新)」を「教委臨時職員任用書」に、

「

通勤距離及び 通勤方法	自宅から勤務場所まで km <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車・単車等 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 交通機関(電車・バス)
----------------	--

」を

「

通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車・単車等 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 交通機関(電車・バス)
------	--

」に

「

月額	円	日額	円	時間額	円
・支給 ・不支給			円	社会保険等の加入	有・無

」を

「

月額	円	日額	円	時間額	円
支給・不支給			社会保険等の加入	社保（有・無）	
				雇保（有・無）	

」に改める。

様式第2号中

「

社会保険等加入	有・無
休日	
勤務時間	

」を

「

社会保険等加入	社会保険（有・無）	雇用保険（有・無）
休日		
勤務時間		
休暇		

」に

改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会告示第11号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年6月4日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成25年6月7日(金) 午後1時30分
 場所 さざんかホール 4階 会議室
 議案 第1号 大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(案)について
 第2号 平成25・26年度大和高田市社会教育委員の委嘱(案)について
 第3号 第55回大和高田市美術展覧会開催要項(案)について
 第4号 第30回大和高田市スポーツ少年大会開催要項(案)について
 第5号 後援願いについて
 第6号 その他

教育委員会告示第12号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年6月27日

大和高田市教育委員会
 委員長 吉村博一

記

日時 平成25年7月2日(火) 午後2時
 場所 さざんかホール 4階 会議室
 議案 第1号 後援願いについて
 第2号 その他

0

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第14号

平成25年6月2日現在の大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年6月2日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西川勝彦

3分の1の数 19,075人
 6分の1の数 9,538人
 50分の1の数 1,145人

選挙管理委員会告示第15号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年6月24日

大和高田市選挙管理委員会
 委員長 西川勝彦

1. 日時 平成25年6月28日(金) 午前9時00分
 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 東会議室
 3. 議案 第1号 参議院議員通常選挙について
 第2号 その他

選挙管理委員会告示第16号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

1. 不在者投票所

大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第17号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の2第1項の規定により指定在外選挙投票区を次のとおり指定する。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

1. 指定在外選挙投票区

第3投票区 高田小学校体育館(大和高田市大中東町5番15号)

選挙管理委員会告示第18号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任する。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第19号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第2項の規定による大和高田市在外選挙人期日前投票所を次のとおり定める。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

1. 在外選挙人期日前投票所

大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第20号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第21号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第22号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日 時 平成25年7月21日(日) 午後9時
2. 場 所 大和高田市幸町11番14号
大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第23号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第24号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を越えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日 時 平成25年7月18日(木) 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第25号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日 時 平成25年7月3日(水) 午前9時
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室

3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
 第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
 第3号 その他

選挙管理委員会告示第26号

平成25年7月3日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年7月4日に、次の場所で縦覧に供する。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成25年7月4日の1日間、縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年6月28日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第28号

平成25年7月3日現在の参議院議員通常選挙における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1、50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年7月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

3分の1の数	19,130	人
6分の1の数	9,565	人
50分の1の数	1,148	人

選挙管理委員会告示第29号

平成25年7月21日執行予定の参議院(選挙区選出)議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場は、次のとおりである。

平成25年7月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 投票区名、掲示場番号及びポスター掲示場の設置場所

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第30号

平成25年7月21日執行の参議院(選挙区選出)議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成25年7月4日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成25年7月4日 午後5時30分
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第31号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 期日前投票所
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 2. 期日前投票所を設ける期間
平成25年7月5日から平成25年7月20日まで

農業委員会

農業委員会告示第8号

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成25年6月26日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成25年7月10日(水) 午後3時
- 場所 大和高田市役所 4階 会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
第2号 その他

公営企業

水道事業告示第5号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成25年7月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

業者名	代表者名	所在地
-----	------	-----

西和電気工事	徳 洋史	奈良県北葛城郡上牧町服部台1丁目12-39
フジタ設備	藤田賢三	奈良県北葛城郡広陵町大字笠15-15
高山水道工業所	高山広紀	奈良県吉野郡大淀町下湊693-11
(株) 中部トータルサービス	福上富男	奈良県橿原市内膳町5丁目5-9